

3 月 4 日（火曜日）

第 3 日目

平成26年 3 月 4 日（火曜日）

議事日程第 3 号

平成26年 3 月 4 日（火曜日）

開 議 午前10時

第 1 一般質問

質 問

応 答

第 2 議案等の付託

散 会

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

1. 富 樫 孝 君

(1) 8 月 9 日の集中豪雨について

- ① 今回の 5 %の負担に対しても、さらなる負担の軽減ができないものか
 - ② 本当に春の田植えができるのか
- (2) 都市計画税について
- ・ 二重に課税されていることにならないか。不公平性のある税だとは思わないか
- (3) ふるさと納税について
- ① 現在ある特産品をこれでよいとはせずに、新しく開発することが必要だと思う
 - ② ふるさと納税に協力してもらえよう奨学生にアピールすることもあるかもしれないのではないか

2. 明 石 宏 康 君

(1) 高速バスの停留所について

- ・ 長木川以南の 2 万数千人の利便性向上のために高速バス停留所を増設するしかないのではと痛感する。バス会社と早急に協議の場を設け、停留所新設に向けた取り組みを

(2) 旧正札竹村本館棟について

- ① 本館棟解体後の利活用について、どのような施策実現の考えを持っているのか
- ② 多くの市民の賛同を得るためにも、市長にはぜひ広範な意見集約をお願いする

3. 高 橋 松 治 君

(1) 昨年の豪雨・台風災害対策は万全か

(2) 長木ダムの代替事業はどうなったか

(3) 今後の農業政策は

(4) 樹海ドームの駐車場整備を急げ

(5) いじめ・虐待の撲滅対策は万全か

(6) 学校統合事案の対応は十分か

4. 佐藤 芳 忠 君

- ・ 24時間対応の訪問介護看護と夜間訪問介護の実施について

5. 田 中 耕太郎 君

- ・ 危機管理について

① 危機管理課としてはいかがか

② 人員配置について

③ キーワードは減災

日程第2 議案等の付託

出席議員（28名）

1 番	小棚木 政 之 君	2 番	武 田 晋 君
3 番	佐 藤 照 雄 君	4 番	小 畑 淳 君
5 番	花 岡 有 一 君	6 番	中 村 弘 美 君
7 番	畠 沢 一 郎 君	8 番	伊 藤 毅 君
9 番	藤 原 明 君	10 番	千 葉 倉 男 君
11 番	佐 藤 久 勝 君	12 番	仲 沢 誠 也 君
13 番	虻 川 久 崇 君	14 番	石 田 雅 男 君
15 番	藤 原 美佐保 君	16 番	斉 藤 則 幸 君
17 番	明 石 宏 康 君	18 番	佐 藤 芳 忠 君
19 番	吉 原 正 君	20 番	佐々木 公 司 君
21 番	佐 藤 健 一 君	22 番	田 中 耕太郎 君
23 番	富 樫 孝 君	24 番	田 村 齊 君
25 番	菅 大 輔 君	26 番	笹 島 愛 子 君
27 番	相 馬 エミ子 君	28 番	高 橋 松 治 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長 小 畑 元 君

副市長	吉田光明君
総務部長	大友隆彦君
総務課長	大名村伸一君
財政課長	北林武彦君
市民部長	田畑政光君
福祉部長	佐藤孝弘君
産業部長	飯泉信夫君
建設部長	佐藤雄幸君
会計管理者	芳賀利彦君
病院事業管理者	佐々木睦男君
市立総合病院事務局長	虻川信幸君
消防長	渡部明君
教育長	高橋善之君
教育次長	石井隆君
選挙管理委員会事務局長	戸田恒夫君
農業委員会事務局長	若松俊一君
監査委員事務局長	小林浩君

事務局職員出席者

事務局長	阿部徹君
次長	笹谷能正君
係長	畠沢昌人君
主査	佐藤肇君
主査	長崎淳君
主査	大里克史君

午前10時00分 開 議

○議長（中村弘美君） 出席議員は定足数に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、日程第3号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（中村弘美君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

最初に、富樫孝君の一般質問を許します。

〔23番 富樫 孝君 登壇〕（拍手）

○23番（富樫 孝君） おはようございます。新生クラブの富樫孝です。通告に従いまして3項目について質問いたします。

1点目は、昨年の**8月9日の集中豪雨**で被害に遭われた地域は激甚災害に指定され、40万円以上の工事費について工事費の95%を国が助成するということです。5%を負担すればよいということで、簡単に5%負担と言っておりますが、工事金額が莫大ですからその負担金も大きくなるのは当然であります。私は、昨年9月定例会の一般質問で小災害の負担分の軽減をしてくれるように質問しておりますが、その答弁は「平成19年に補助率を2分の1から3分の2にかさ上げしている」ということでした。**今回の5%の負担に対しても、さらなる負担の軽減ができないものでしょうか、お伺いします。**

それから、農家では間もなく種子の準備に取りかかるわけですが、工事のおくれなどから**本当に春の田植えができるのか**どうか心配しております。市長は「どんなことをしてでも間に合わせる」と言っておりますが、本当に大丈夫なのでしょうか。もし、田植えができないときは、せっかく育てた苗を捨てることにもなりかねません。工事のおくれが確実に見込まれるところには前もって知らせるべきだと思います。そうすることによって、種子の準備も違ってきます。同時に、作付できない場合には何らかの補償があってもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。それから、これも昨年9月の定例会での質問で取り上げましたが、米代川と引欠川の合流する付近の堤防のかさ上げを国や県に何度でも強力に働きかけてくださいますよう切に要望いたします。大館市は農業が基幹産業でありますので、農家の人たちが安心して農業を続けていけるようにしなければなりません。何年かに一度は必ず起きる水害に、農家の皆さんは疲れ果て、意欲をなくし、農業をやめてしまいたいと思っている人たちがたくさんいることを心にとめておいていただきたいと思います。

次に、**都市計画税**についてであります。この税は、火災復興のため昭和52年度から始まったということですが、その後は市道大館駅東大館駅線や有浦東台線の都市計画道路や、現在も継続事業となっております御成町南地区土地区画整理事業などに使われており、平成20年度から

は比内扇田地区でも課税が始まって、扇田地区まちづくり事業の費用の一部にも使われているということです。この税は目的税として課税しておりますが、似たような税に固定資産税があります。固定資産税は福祉・救急・ごみ収集など、いろいろな行政サービスを行うための財源となっており、大館市内に土地や家屋・償却資産を所有している方に広く課税されるということです。都市計画税は都市計画区域のうち1割程度が用途区域として課税されております。税率は固定資産税の1.4%に対して0.15%と低く抑えておりますが、その地域に住んでいる皆さんにとっては、**二重に課税されていることにならないでしょうか。**平成24年度の都市計画税は1億7,000万円余りですが、秋田県内でこの都市計画税を徴収している自治体は本市と由利本荘市の2市だけということです。しかも、この都市計画区域の用途区域に住んでいながら、いまだに下水道も整備されていないところもあると聞いております。このように、都市計画区域の恩恵をいまだに受けていないところもあり、しかも将来にわたっても恩恵を受けることがあるかどうか分からないのが現実であります。**不公平性のある税だとは思いませんか。**事業をするに当たっては、個別の負担金に見直す考えはないのかどうかお伺いいたします。

3点目は、**ふるさと納税**についてであります。税金という言葉にはアレルギーを感じる私も、このふるさと納税という言葉は今まで税金を取られるという感覚でしかありませんでしたが、納めるのだというと、何となく小気味よく心に響くのは私だけでしょうか。大都市に税収が偏ることを是正して、地域を活性化することを目的に地方税法の改正により平成20年度から始まりました。住んでいる市町村以外の出身地や支援したい地方公共団体に寄附した場合は、2,000円を超える部分について住んでいる市町村の個人住民税の1割を上限に税額を控除する制度であります。24年度の実績は39件1,369万8,500円で、1,000万円の大口寄附が1件含まれていました。大館市では利用を促進するよう1万円以上を寄附した人に、市の特産品をプレゼントする事業を24年12月から始めました。品数も1万円以上3万円未満で33種類、3万円以上5万円未満で34種類、5万円以上では18種類と多く、きりたんぽセット・比内地鶏製品・あきたこまち・地酒・曲げ物などがあります。そのおかげで、大館市の25年度のふるさと納税は1月末で1,310件、納税額は2,423万8,000円だということです。24年度に比べて件数で約34倍、金額で約1.8倍になったということです。確定申告をするため、納入期限の12月になって申し込みが集中したようです。税金の使い道は自分で決めることができるが、事業の指定が特にならない場合は、市に使い道を任せてもらっております。ふるさと納税する方の居住地は関東が多く、沖縄や福岡など大館に住んだことも訪れたこともない人たちが大半だということです。現在、潟上市に住んでいる私の友人も「大館にふるさと納税をしたいから書類を送ってほしい」旨の連絡があり、市にお願いして送ってもらった経緯があります。それだけ大館市の特産品には魅力があるからだと思います。県内の自治体と比べても圧倒的な申し込みがあるようですし、これがリピーターとして個別の注文につながってくればいいと願っております。ただ、ほかの自治体も手をこまねているわけではありません。佐賀県の玄海町では、10万円以上の寄附で

玄海町の旬の特産品3,000円相当を月に1回、1年間12回送るようすし、100万円以上の寄附では3万円相当の特産品、例えば黒毛和牛などを1年間12回届けるプランがあるということです。さらには、無料宿泊券なども用意して当地に体験に来てもらうということもプランの中にあるということです。本市も今、ふるさと納税者が殺到しておりますが、いつ心変わりされるかもわかりません。納税者も移り気なのです。ですから、**現在ある特産品をこれでよいとはせずに、新しく開発することが必要だ**と思います。もしかしたら、大館市の新しい特産物につながっていくことも考えられないではありません。生産者のさらなる意欲につながってくればいいと願っております。

それから、大館市でも奨学金制度というものがあります。大学や短期大学でも年間30人を募集しております。そこで提案なのですが、この奨学金を受けられた方で将来、市外・県外で働く方もいらっしゃると思いますので、できるならその方たちにも**ふるさと納税に協力してもらえ**ようにしたらどうでしょうか。何らかの形で**奨学生にアピールすること**もあってもいいのではないのでしょうか。私ども親は、手塩にかけて子供たちを育て、教育資金も莫大にかけて都会へ旅立たせます。地方には就職先がないからということもありますが、一人前になるまで、こっちで育て収入を得られる年齢になると出ていってしまっ、納税は就職したその地でいうことで何か損をしたような気持ちになりませんか。この奨学制度を使っている皆さんに、ふるさとへの愛着をもっと持ってもらい意味でも、ぜひとも協力をお願いできればと思ってやみません。

最後になりましたが、3月末で退職されます皆様には長い間、大館市のために頑張っていたきまして本当にありがとうございました。これからも健康に十分に留意されまして、大館市のために、そして地域のためにお力添えをいただきますようお願いしまして質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)(降壇)

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長(小畑 元君) ただいまの富樫議員の御質問にお答えいたします。

1点目、8. 9の豪雨災害の復旧について。①**激甚災害の指定を受けたが、5%の負担をもっと軽減できないか**というお尋ねであります。激甚災害の指定を受けた場合、国の補助率96%は工事費に係るものであり、災害復旧には工事費のほか、さらに災害査定受検に係る費用や工事発注のための設計書の作成委託料等が必要であり、それらは工事費の10%以上となります。これら経費については市が負担することとしておりますが、受益者分担金は、その経費の一部に充てるためにお願いするものであります。今回の受益者分担金につきましては、個人の財産に係る復旧であることから、被災された皆様には災害発生直後から工事費の5%の負担があることを説明してきたところであります。負担額が大きいとの理由で復旧を断念した方もおりますが、さらなる軽減は本来の受益者負担の原則や平等性の観点から現状では困難と考えております。しかしながら、今回のような大規模な災害が発生した場合には農家の負担も多大と

なることから、今後、災害の負担率軽減等について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

②田植えまでに本当に復旧できるのかということであります。工事の発注・進捗状況であります。災害査定が1月中旬までずれ込んだことから、2月中旬から順次、工事発注を進めております。同時に受益者に対し、施工方法や営農に支障がないよう仮工事を施す等の工事計画を示しているところではありますが、大量の土砂を排出する必要がある水田など、相当数の作付できない水田が発生するものと予想しております。現行では、作付できない水田に対して補償する制度がなく補償することはできませんが、そうした水田については生産調整用として管理していただく一方、昨年の生産調整用水田に作付するなどしていただければと考えております。次に、米代川流域の治水対策についてであります。秋田県北部地域の3市1町1村で結成している米代川治水期成同盟会では、昨年9月と10月に国や県に出向き、河道掘削や樹木伐採による流下能力向上の推進、堤防の質的強化、無堤防地区の解消及び弱小堤防の強化を強く要望したところであります。また、議員御指摘の米代川と引欠川合流部の堤防強化や災害の復旧支援についても昨年10月に市単独で国へ要望し、大館南土地改良区や板沢町内会・国・県・市が合同で現地調査を実施し、河川整備を要望いたしました。この要望を受け、国は米代川と引欠川合流部の河道掘削や樹木伐採を実施し、県においても山田川の河道掘削を継続して実施したところであります。本市における抜本的な治水対策としては、強固な護岸堤防とすることや内水の最終受け入れ先である米代川・長木川の河道掘削が有効と考えられ、今後も引き続き、国や県に対し強く要望してまいりますので、御理解をお願いいたします。

2点目の都市計画税についてであります。二重に課税されているのではないかと不公平税だと思われるがというお尋ねであります。都市計画税は公園・街路・都市下水路などの都市基盤整備事業や土地区画整理事業に充てる貴重な自主財源であり、本市では平成24年度決算で約1億7,000万円の税収となっております。これに対して、都市計画事業費は24年度決算で約7億9,800万円となっており、国・県からの補助金2億2,300万円を差し引いた約5億7,500万円が市費であり、都市計画税だけで事業費を賄うことはできていない状況であります。市民が快適な都市生活を送るためには都市計画事業は欠かせないものであり、自主財源確保のため現時点では都市計画税が重要な財源となっていることを御理解をお願いいたします。しかしながら、都市計画用途地域内には下水道の整備がおこなわれている地域もあるなど、議員御指摘のように税負担に不公平感をお持ちの納税者がおられることも承知しており、市としては今後も用途地域における均衡のある都市基盤の整備が必要であると考えております。下水道事業については、本年度から新たに有浦・観音堂地域23ヘクタールが供用開始となり、26年度には同地域の約37ヘクタールの拡張工事を計画しており、これまでの人口集中地区——D I D地区から都市計画用途地域へと整備区域を拡大してまいりたいと考えております。議員御提案の事業ごとの負担金につきましては、下水道事業の場合、現在も所有する土地の面積に応じ、受益者負担金を納

付していただいております、土地区画整理事業では換地される土地の面積の減歩という形で地権者に負担をお願いしているところあります。一方、公園や道路・都市下水路など公共性の高いものは受益者を特定することができないため、事業ごとの負担は困難であると考えております。当面は、都市計画税を自主財源の柱として事業を進め、生活環境を整備することにより市民の快適な暮らしの実現に向け、努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

3点目、ふるさと納税についてであります。①リピーターとして個別の注文につながるよう常に特産物の開発が必要ではないかということですが、本市のふるさと納税の採納状況は行政報告で申し上げましたとおり、特産品プレゼント制度などの導入により件数・金額ともに過去最高を記録し、現在も更新中であります。地元特産品のPRにつなげることを目的に始めた特産品プレゼント制度ですが、寄附者から好評をいただいております、本市の特産品の持つ魅力を実感するとともに、非常によいPRの機会であるとの認識を強くしているところがあります。また、ふるさと納税において本市が選ばれている要因は個々の特産品が持つ魅力はもちろんのこと、その種類の豊富さにもあると考えております。議員御指摘の個別注文につなげていくためには常に目新しさを保ち続け、ふるさと納税のリピーターを確保することが重要であると考えております。そこで、来年度は事業者からの提案などによる商品の入れかえ、魅力あるセット商品、伝統工芸品の追加といった特産品プレゼントのリニューアルを予定しておりますので、御理解をお願いいたします。

②奨学生にアピールしてふるさと納税に協力を。議員御提案の奨学生に対するアピールは、市の歳入増のほか、地元への愛着心の醸成にもつながる取り組みであると考えております。本年度のふるさと納税者数は急増しておりますが、そのほとんどは本市にゆかりのない方であり、本市出身者からのふるさと納税をふやしていくことによって、リピーターの確保につながっていくものと考えております。また、人口減少社会において持続可能な地域社会を構築していくためには、いかにして若者を地元に着定させるか、あるいは将来的に地元に戻ってきてもらうかが重要でありますので、ふるさと納税制度の普及・啓発方法を工夫し、ふるさと納税を通して地元大館に愛着心を持っていただけるよう奨学生のみならず、県内外の本市出身者にアピールしてまいりたいと考えております。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

○23番（富樫 孝君） 議長、23番。

○議長（中村弘美君） 23番。

○23番（富樫 孝君） 農家の皆さんはTPPや生産調整の廃止などで、国の農政に対する不満や不安が本当に膨らんできております。そしてまた、さらに追い打ちをかけるように自然災害が重なっておりまして、農業に対する意欲が薄らいできているのは確かでございますので、もし、春先に田植えができないようなところがわかっておりましたら、地域に説明会などをや

っていただければありがたいと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○市長（小畑 元君） 議長。

○議長（中村弘美君） 市長。

○市長（小畑 元君） 再質問についてお答えしたいと思います。私も同感であります。地域全体もさることながら個別に、各農家の皆さんにも、これからの営農について十分相談に乗っていきたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

○議長（中村弘美君） 次に、明石宏康君の一般質問を許します。

〔17番 明石宏康君 登壇〕（拍手）

○17番（明石宏康君） いぶき21の明石宏康です。先月閉幕したソチオリンピックは世界中の人々に大きな感動を与えました。日本人選手が出場するたびに眠れぬ夜を過ごした方も数多くいたと思います。かく言う私も、この一般質問の原稿を早く仕上げなければと思いつつ、幾度も早朝までテレビ観戦をしてしまいました。印象的だったのは10代・20代の若者たちが大活躍をしていたことです。地元の方たちが喜んでいて映像を見ていて実にほほ笑ましいと同時に、本当にうらやましく思いました。ここ大館市におきましても江野選手に続く、10年後、20年後に彼らのようなアスリートが輩出できるような環境整備ができないだろうかと痛感いたします。過日、とある酒宴の席にて、そこにいらっしゃる教育長が「教育者と医者とは地元が自前で育てる」旨の話をしておられ、その言葉に大変感銘を受けました。ぜひ、その最後にスポーツ選手を加えていただき、幼少期、児童のころの教育現場にもスポーツ選手をより育むことができるような政策を盛り込んでいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。また、今月末をもちまして退職を迎えられます職員の皆様におかれましては、数十年の長きにわたり当市のために御尽力いただき本当に感謝にたえません。私の住んでいる町内会、私は町内会の副会長をさせていただいておりますが、隣の町内会はずい最近まで課長をしておられた方が現在、町内会長をしておられます。また、数年前まで建設部長をされていた方も私の町内会で今、部長さんをしていらっしゃいます。道路の穴の補修や側溝改修、除雪の要望など市議会議員の私が出る幕のないことも多く、皆様の手腕は高く評価されると思いますし、町内会活動にぜひこれから参画していただきますようお願い申し上げます。そして、お体を御慈愛いただき、引き続き後輩の私たちに御指導・御鞭撻賜りますようお願い申し上げます。それでは通告に従い順次、一般質問を行わせていただきます。

初めに、**高速バスの停留所**についてお伺いいたします。昨年のバス路線の大幅な変更により、多くの方がその影響を受けていることは市長以下、当局の方も十分承知しておられると思います。特に長木川以南の地区に関しましては、御成町にある大型店の次のバス停が中山になったことで多くの苦情が寄せられており、私はもちろん、この議場におられる同僚議員のほとんどの方が同様の苦情を市民から聞いているのではと拝察いたします。「早朝の便で

は停留所までのバスもなく、盛岡までのバス代の半額以上の費用をかけ、御成町までタクシーで行っている」との苦情もよく耳にしております。バス会社が路線変更を協議しているときに、私たち行政サイドがこうした事態を予期して指摘できなかったものかと、今さらながらに自責の念を禁じ得ません。こうした状況は今も連日続いており、「大型店開店前はトイレもなく、屋根つきの待機場所にはわずか数人しか入れず、後の人は雪と寒さに耐えながらバスを待っているしかない」との話も寄せられております。バス停の場所が簡単に移動できないことや新たに路線を変更するには地元の理解はもちろん、バス会社の賛同、県や国への申請も必要であることなど一定の時間と労苦を要するであろうことは十分わかっているつもりで、今この場で市長に質問しております。バス路線変更後、今まで多くの方が不便と負担を強いられてきたこと、また、これからもこうした状況が連綿と続くであろうことを考えれば、**長木川以南の2万数千人の利便性向上のために高速バス停留所を増設するしかないのではと痛感いたします。**市長御自身も当該地区に住んでおられますので、私より多くの苦情を聞かされてきたと思います。どうか、市当局・バス会社と**早急に協議の場を設けられ、停留所新設に向けた取り組みを**されますようお願い申し上げる次第であります。これに係る市長の所見をお伺いいたします。また、停留所新設となればどういった場所が適地であると考えておられるのか、市長の方針をお聞かせ願えればと思います。

次に、**旧正札竹村本館棟**についてお伺いいたします。本件に関しては昨年6月にも取り上げましたが、市長が本館棟の解体除却を明言して9カ月ほどが経過し、各方面からさまざまな形で提案がされてきたことから、いま一度市長の方針を確認させていただきたく質問いたしますので忌憚のない御意見をお聞かせください。過日、庁内のプロジェクトチームでもある大館市中心街区推進会議がまとめた報告書を拝見いたしました。長木川南地区部会の報告書では補助メニューは検討中としながらも、26年度から30年度までを事業期間として本館棟解体工事費3億円が盛り込まれております。13年7月に正札竹村が倒産してから実に12年半が経過しており、ようやく利活用への第一歩が踏み出されたとの思いであります。市長並びに市当局にはまず、この実施事業案に謝意を述べさせていただきます。16年12月20日に、中心市街地を考える議員の会の設立準備会が開催されて以来9年間余り、議会でもさまざまな議論をしてまいりましたので、この報告書を読んでいるとつい感傷的になってしまうのは私だけではないと思います。このほかにも、旭ヶ丘2区や南ヶ丘町内の急傾斜地崩壊対策事業や長年の懸案事項である象ヶ鼻地区も道路狹隘地区重点整備計画道路として掲載されており、読んでいて安堵したと言いますか、今すぐこの資料をコピーして当該地区の方々に配りたかったと言いますか、先ほど富樫議員も触れられておりましたが、象ヶ鼻地区で言いますと今まで多くの議員、この議場に今いらっしゃらない石垣昇議員も取り上げておりましたし、都市計画税を払っているのに「20年以上砂利道が改善されない。それなのに課税されている」という苦情、また、松橋日郎議員や武田一俊議員なども地元に入り、そこにおられる産業部

長さんがエンジニアとして説明をしてくださったことが、きのうのこのように思い出されます。ともかく、当局からいただいたこの推進会議の報告書を読んで、市役所からもらった刷り物を見て期待に胸が躍ったというのは本当に久しぶりのことでもあります。さて、本題に戻りますが、本館棟解体後の利活用案として示されている「子どもパークプラン」は大変興味深い提案ではありますが、いかんせん1枚のチラシのような紹介のされ方であり、推進会議に出ていない私には、いま一つ市長や市当局の真意が伝ってきません。そこで最初の質問として、市長はこの報告書、とりわけ**本館棟解体後の利活用**の部分について、**どのような施策実現のお考えをお持ちでおられるのか**、この「子どもパークプラン」の提言は市長の意向に沿ったものであるはずですので、計画の概要や市長御自身の所見をお伺いするものであります。また、当該地解体後の利活用案として市長も重々御存じかと思いますが、にぎわい交流施設を併設した高齢者福祉施設の提案をしている団体もあります。これは、中心街区はもちろん周辺に特別養護老人ホームがないこと、第6期介護保険事業計画でこれから整備予定の施設を織り込んで考えても、市内の待機者の完全な解消には至らないであろうことから人口の多い中心街区に施設を整備しようというものであり、こうした民間の提案も推進会議の目指している「高齢者にやさしいまち」に合致したものであります。これに限らず、身の丈にあった80～100人規模の映画館の提案をする方や、仙台のオフィス街にある勾当台公園をアレンジした時計台や噴水の周りに飲食店を配置したにぎわいページの提案など、民間のアイデアは低コストで秀逸なものが数多くあります。解体後の利活用案は多くの可能性に満ちており、地元に限らず多くの市民・団体を交えた、こうした意見を募る機会があればとの思いを強くしておるところですが、市長はさきに述べた「子どもパークプラン」とこうした民間提案を突き合わせて皆で協議してみるおつもりはあるのかどうか、あわせてお伺いたします。

また、最近になって解体自体に異論を唱える提案も出てきております。ゼロダテの活動を通じて中心市街地のにぎわい創出に多大な貢献をしてくださった東京藝術大学准教授の中村先生の著作「コミュニティ・アートプロジェクト」では、本館棟を解体せずに改修することで建物を刷新する試みを提案しております。解体後の利活用に期待を膨らませてきた私にとって、当初はこの著作自体がまさに青天のへきれきであり、この著作を「はい、そうですか」と受け入れるわけにはいかず、結果この本を反論のためだけに何度も読み返す羽目になりました。「ようやく解体が決まって、これからというときに今さら何だ」とか「財源根拠に乏しく、現実性も自立採算の見通しも希薄なまま一体何を言っているのか」とつぶやきながら読みましたが、この本から感じるのは悪意や他意ではなく、著者である中村先生の芸術家らしい真っすぐで純朴な、故郷を遠く離れながらも本当に大館を愛しているからこそ、この本を執筆したのだという郷土愛でありました。私といえば家業である真向かいの会社のシャッターを開けるたびに、自分の眼前に飛び込んでくる倒産した跡の朽ち果てていく本館棟

を見るたびに「この廃墟は衰退していく大町商店街の負の象徴である。今は無理でもいつの日か、跡形もなく葬り去ってやる」と、いつも痛感してきました。自分が「直ちに消去すべき遺物」と呼んでいるものを、著者の中村先生は「今もなお重要な地域因子」と位置づけ利活用を探っておられましたのには、敵意というよりむしろ敬服を感じるものであります。近い将来、本館棟が消えても当時の日々は数え切れぬ思い出として市民の心に残るものであります。それゆえ「建物がなくなっていれば希望は薄かった」という先生の持論には今なお賛同できませんが、お互いが膝を交えて利活用を議論することはできると思います。解体後の利活用案は、この本の著者である中村先生が提唱するプランと比べて遜色のないものでなくてはならないはずです。さらに先生のプランは、アレンジすれば解体後の利活用案として実現できる項目が随所に見受けられます。この著者はリノベーション——刷新という切り口で本館棟を考えておられ、解体後を主張する我々はニューバース——再生で考えているわけですから、これはどちらが正しいのかという議論にはならないと思います。大館市の中心街区において旧正札竹村跡地は過去最大級の廃墟でありました。新館棟などは刷新することによみがえることができました。本館棟を解体した跡地は、多くの市民の参画により再生することによみがえらせたいと私は願っております。それには、中村先生を初めとする郷土愛を抱きながら参画してくださる方を募り、プロジェクトを推し進めることが不可欠であります。ニューヨークに、痛ましい事故の後できた新しいにぎわい拠点の名を借りれば、新しくできる広大な空き地はグラウンドゼロ——「ゼロ」を「オー」と考えれば「グラウンドオオダテ」とも読めますが、どのような名称であれ、いずれ大きなプロジェクトであり、大町地区にとっては恐らく最後の挑戦でもあり、改革の本丸、最大の試練でもあります。**多くの市民の賛同を得るためにも、市長にはぜひ広範な意見集約をお願いするものであります。**これに係る市長の所見をお伺いし、私の一般質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）（降壇）

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長（小畑 元君） ただいまの明石議員の御質問にお答えいたしたいと思いますが、今、御質問を聞いておりまして、用意した答弁ではちょっと足りないようでありますので、アドリブ、現在の原稿プラスアルファで答弁させていただきます。言葉の足らざるところ、言い過ぎたところは、どうかひとつ御勘弁いただければと思います。

まず、長木川以南の高速バス停留所の新設についてであります。お尋ねの点は、早朝はタクシーで御成町のバス停まで行かなくてはならず、トイレもなく大変不便である。バス路線の変更は容易ではないが、バス会社と粘り強く交渉を行い、早期に長木川以南地区への停留所の新設を強く要望するということでもありますけれども、実は昨年的高速バスの運行ルート変更以降、市民の皆さんから大変たくさんの声をいただいております。「とにかく不便になった。できれば停留所を新設してほしい」等々の要望が上がってきているわけであります。そこで、議論と

しては2つに分けてみる必要があると思うわけであります。これは御案内のとおり、路線バスの停留所の話ではなく、高速バスの停留所で、しかも池袋とか仙台、場合によっては盛岡に行く場合もありますけれども、そういったときに「わざわざ御成町まで行かなくても済むように、どこかで拾っていったくれないか」という要望があるわけであります。それにお応えするためには、例えばの話として臨時バス停の設置とか、さまざまな工夫が必要になってくると思うのであります。もう一つは高速バスでありますので、繁忙期には、場合によっては1便当たり10数台もの車両が停車する場合も出てくるということで、本格的なバス停の新設ということになりますと、これは相当の準備が必要になってくるだろうと思います。ですから、この両面作戦でこの問題に当たっていかなければならないと思っております。当然のことながら、その中にはさまざまな可能性があると思うのであります。例えば、人によっては「いや、その秋北ホテルにバスのコンコースがあるではないか。あれを何で使わせてくれないのか」ということになりますと、これは一企業の話ですから私も議場ではなかなか申し上げられませんが、お互いにいろいろな御事情があるようであります。ですから、それを責めてもしようがないことでありまして、利用料の話とかいろいろ出てくるようであります。そのような意味でも、市民の皆さんの御要望にとりあえずは臨時バス停の設置ということで対応できないか。それから、先ほど言いましたけれども、並行して道路整備とか、高速バス停が本来持たなければならないさまざまな機能をきっちりと充足するような環境整備をしなければならないということになると財源その他、これもまた議論しなければならないと思います。この2つを並行して進めていきたいと思っています。当然のことながら、あらゆる可能性を模索していくわけで関係機関の協力を得ながら、そしてまた、運行ルートをどういう形にするのか走行試験が必要かもしれません。そのようなことも含めて今後早急に対応していきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、旧正札竹村本館棟の解体後の利活用についてということで、3点について御質問があったわけであります。①先般取りまとめのあった「大館市中心街区再生推進会議」の報告書は秀逸であるが、民間の提言と突き合わせを行ったり意見交換を行うことは考えているかということで、大館市中心街区再生推進会議の報告書についてコメントをいただいたわけでありますけれども、大変ありがたいと思っております。実際に議会とのお話し合いの中で、きちんとした方向性を出すべきであるということなので、大館市中心街区再生推進会議を立ち上げて長木川北・南・扇田・早口の4つの中心街区の将来につきまして、短期・中期・長期の視点から方針を定めるために、それぞれに部会を設けまして議論を進めてきたわけであります。もちろん、この議論を進めるに当たりましては、高校生や大学生を対象とした若者ニーズ調査の結果を参考としまして、従来からあるものでありますけれども商工会議所とか民間団体で構成しています大館市中心市街地活性化協議会と情報を共有するとともに、部会によっては外部団体との協議を実施しながら、とりあえずの最終案をまとめたわけであります。議員御質問の「子どもパ

ークプラン」でありますけれども、これは旧正札竹村7階建てを除却した後、例えば、子育ての拠点としての専用施設として何か利用できないか、それから休日の利用も可能にならないか、さらに朝市も開かれているわけですが、柳町児童公園との連携はどうだろうか、さらにまた、ハチ公小径とか周辺レストランをうまく巻き込んでできないだろうかということでの一つのプランであります。ですから、これはきちんとした形のものというよりは、むしろそういうものがいいのではないかというコンセプトを示していると御理解いただければありがたいと思います。いつでも誰でも気軽に利用可能な子供の遊び場でもあり、親子の交流の場としての機能、しかもまた高齢者との異世代交流も可能な施設としてできないかというコンセプトを提案させていただいたわけであります。これ自体は誰も反対する人はいないと思います。しかし、これをどうやってでかしていけばいいのかということになるわけであります。年度内に議会の御提言等も踏まえた上で最終提案を策定して、その次がプロジェクトチーム、具体案ということになるわけであります。しからば、解体工事費はどのように捻出するのかということになるわけでありますけれども、これは幸いなことに過疎債の積み立て、基金積み立てという制度がございまして、過疎債というのは7割近い補助でありますので、これを使って基金を積み立てていくという計画をとりあえずつくっております。これで、もし全部除却ということになった場合、3億円丸々市民の負担ということにならないような手だてを講じたいということが一つであります。これは、あくまでも基金でありますから、まだ流動的な部分があるわけで何にどのように使うかも含めて、また議会に御相談しなければいけないと思うわけであります。当然のことながら年次計画とか国・県の補助制度など、さまざまなものをこれから検討していく必要があると思います。

次の御質問、みんなで協議する気があるのかということですが、当然のことながら市民全部を巻き込んで御議論いただくことになると思うのであります。それで、②解体に異を唱える提案もあるが、このリノベーション（刷新）案を拒絶することよりリバース（再生）案と融合させることを提案したい。それから、③本館棟解体後に新たにできる広大な空き地は、まさに大館版グラウンドゼロ。あらゆる可能性を模索し、将来世代に残せる価値ある利活用をしていくべきだということで、広大な空き地ができていだけではまずいのではないかとということだろうと思います。そこで、お話をさせていただきますと、リノベーションという言葉を私も調べてみたのですが、イノベーションという英語があります。これは、制度を新しくしたり、革新するという意味です。それにRE——つまりリフォームのRをつけたリノベーションという造語ではないかと思うのであります。それから、リバースというのは何かと思って調べてみたら、リバース——生まれるに、またこれもRがついてリバースなのです。ですから、刷新とか再生、日本語で言えばそういう意味になると思います。いろいろな案が出てきているけれども、どうかということですが、私も中村先生の著書を読み、それから先生から直接お話も伺って真意のほどを確かめさせていただきました。「正札竹村の利活用案として、さまざまな幅の議論をす

べきである。そして、コンセプトとしては、できればスケルトンをうまく使った建築案ができないだろうか。ただ壊すだけでは、3億円でそのまま壊して壮大なゼロをつくってしまうには忍びない」、またもう一つは「正札そのものの歴史的な価値なり、地域の皆さんの正札に対しての思いがあるので、それを上手に生かして再生ができないか」という先生の御提案で、大変深いものがあると思います。国交省の定義では、リノベーションというのは建築時のもくろみとは違う次元に改修することですから、リフォームとは全く次元が違った改修の仕方です。リフォームというのは新築時のもくろみに近づけ復元することで、質的な違いが大分あるわけがあります。ですから、中村先生のおっしゃっているのは、リノベーションということだろうと私は思うのであります。単純に、何か床・壁・天井をそのまま使って内装を改めるのは、リフォームであります。そこで質的な違いがあり、私自身も「なるほど」と本を読ませていただきました。ですから、さまざまな公費を投入する場合に、幅があると思うのであります。全部壊してしまう場合もあるし、リノベーションという形の選択も出てきます。これは、一つには提案の中身によってくると思うのであります。しからば、どういうことをするのか。例えば、正札竹村本館棟についてスケルトン化していくという中村先生の案でいけば、建物を再利用して、にぎわい交流施設を併設した高齢者の福祉施設とか、若者が集う場所とか、それからできればゼロダテその他、芸術活動の拠点となるようなものを提案されているわけであります。ですから、それ以外に先ほども話しましたが「子どもパーク」も一つの提案なのであります。これからさまざまな可能性を秘めているわけでありまして、私はむしろ、こういった議論を歓迎するものであります。これからもまた、広く万機公論にすべきと思っております。今後、中心街区再生推進会議の最終提案で示しました基本方針、これは「歩いて暮らせる住環境づくり」、まずこれを中心にしながら、先ほども議員から御指摘ございましたけれども、長木川南地区2万人の住民がより便利に、より快適に生活していく上で必要な機能とその整備手法について、有識者や地域団体等と意見交換をしながら、柔軟な発想で具体的な計画づくりをしていきたいと考えております。また、事業計画づくりに当たりましては、補助が見込める事業などを模索しまして、今後の財政状況も見きわめながらということで、先ほどの過疎債を利用して基金積み立てというのも、一つの手法であると思っております。そして、いずれにせよ将来世代に残せる価値あるものとなるように、そしてまた、さまざまな民間投資を誘発できるような事業化をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

○17番(明石宏康君) 議長、17番。

○議長(中村弘美君) 17番。

○17番(明石宏康君) 2点目につきまして、再質問いたします。私、当該地区の事業者ですので、住んでいる柄沢地区の方によく言われることもあります、「正札を初めとする大町地区に多額の公費を今まで投じて効果はあったのか。それを君は、間違いなく効果がありました

と言えますか」と何度も聞かれたことがあります。そのたびに、ハチ公小径とかいろいろなことを思い出して、時には正札をぶった切ったこともありましたが「店舗が埋まらず困っています」ということで、答弁に窮することも多々ありました。費用対効果ということを考えますと、多くの市民の皆様が「これ以上、大町地区に公金を投入するのは、いかななものか」と考えている方もいらっしゃることは十分承知しております。ただ、「商業地というものが大館市にはなくてもよい。大型店が何件か郊外にあれば商店街というものは必要ない」と思っている人は、私はほとんどいないのではないかと考えております。ですので、そういう厳しい目で大町地区を見ている方も含めて、本当に耳の痛い話し合いになると思うのですが、さまざまな提案を公正な立場で聞かなくてはならない。そして、恐らく正札解体ということになりますと先ほど申しましたが、最後の機会であるということは十分、商業者の我々も地区の人も承知していることだと思いますので、本当に将来世代に残せる間違いのないものにしたい。だから、時間がかかってよいと思っています。推進会議の報告書では、26年度から30年度までをめどに数字を出しておりますが、私はそれに限らず議論を尽くしていければいいと思いますので、市長の任期もあると思うのですが、あと1年という残された市長の任期の中に限らず長期的な展望をお話いただければと思いますので、いま一度お尋ねいたします。

もう一つですけれども、解体か否かという話でございますが、中村先生の提案というのは建築のプロがお話ししているものでありますので、一介の市議会議員の私が論破できるような内容ではありませんでした。また、「こういう強度を持たせたい」ということを、コンピューターを使った画面でゼロダテの方に見せてもらったのですが、それこそ銀座のエルメスを担当したような現役の一流デザイナーが考えたリノベーション案でしたので「あれをつくるだけでも金額にしたら数百万円だろう」というような本当に精密で立派な案を既に示されておりました。片や、解体を考えている私たちは「3億円かけて壊します。除却します」、それで「その後はどうするのか」と聞かれたら非常に議論がまだ希薄な状況にあるので、これはもう論戦にならないのではないかと思います。ゼロダテの方と会っているときに「信念が揺らぎますね」と、汗をタラタラ流しながら私は話しました。市長も都市工学のプロでございますので、プロ同士が論陣を張って闘うより力を合わせてくれたら、どれだけすばらしい案が生まれてくるだろうかと期待しておりますので、解体か否かで激論を交わすのは非常に忍びない、不毛だと苦慮しております。先ほど市長答弁でも「先生の案を活用したい」というお話しをされておられましたので、こうした議論が解体するかしないかだけの論戦にならないことを私は願っておりますので、その辺もひとつお話しいただければと思います。以上です。

○市長（小畑 元君） 議長。

○議長（中村弘美君） 市長。

○市長（小畑 元君） まず、基本的には私が議会で明言したとおり解体であります。しかしながら、解体した後にはどうするのかというさまざまな議論が必要なわけですし、その一案とし

てリノベーションもあるだろうと、そのように理解いただければありがたいと思います。ですから、そのためには解体費用を積み立てなければいけない、積み立てるときに市民の御負担ができるだけ少ないほうがよい、当然のことであります。それから、もう一つは、しからば解体した後の利用についてどうするのかということもあわせて、当然これは計画していかなければいけないと思います。その意味でも、議員にも御理解いただいてありがたいのですが、時間がかかりますと思います。時間はかかるとは思いますけれども、非常に大切な事業だと思いますので、皆さんの御意見を伺いながら、これからまた詰めていきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村弘美君） 暫時、休憩いたします。

午前11時00分 休 憩

午前11時00分 再 開

○議長（中村弘美君） 次に、高橋松治君の一般質問を許します。

〔28番 高橋松治君 登壇〕（拍手）

○28番（高橋松治君） 社民党の高橋松治でございます。けさ起きて歯を磨こうと思ったら歯が抜けてしまいました。歯があるときでも余り発音がいいほうではないので、聞き苦しいと思いますが、ゆっくり言いますので、どうぞおつき合いのほどお願いします。質問に入る前に、市の職員の皆さんについて発言をさせていただきたいと思います。当市の多くの職員が今年の8・9豪雨、その後の台風による被害の復旧業務に追われております。その中でも特に農林課と土木課職員の就労状況は余りにも過酷で異常とも言えると思います。そのために、職員の健康と精神状態は極限に達しているのではないかととも思われます。きのう開会冒頭に、痛ましい交通事故がありまして幼児が亡くなったという報告がありました。この市の職員が朝方まで仕事をして家に帰る途中疲れ切って運転をした場合に、もし事故にでもなるようなことがあれば、とても大変な状況だと言わざるを得ないと思います。まず私は、市の職員には十分休養して体調の回復を図るよう切に希望するものであります。もし、市長も機会がありましたら職員を見舞ってやっていただければ幸いと切望するものであります。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、**昨年の豪雨・台風災害対策は万全か**ということであります。今年の8・9豪雨は、私の記憶だとこれまで経験したことのない大豪雨のために、その被害も甚大で各地域の道路が崩壊したため、道路が通行どめで多くの集落が孤立したことは把握していると思います。被害の状況調査報告方法も検討する必要があると思います。さらに、豪雨災害後の台風による二次災害を受けて被害が拡大し、市内全域で復旧作業に追われている現状でもあります。特に、農

家の皆さんは、春になって農作業ができるかどうかという心配をされていることも事実です。そこで、何点かについて市長の見解を伺いたいと思います。1つ目は、地震・台風・水害等災害が発生すると市が早速災害対策本部を設置しております。そこで、これからは災害の状況を瞬時に把握するためにも、災害情報を本部が報告を受けるべきではないかと思いますが、いかがでしょう。2つ目、8・9豪雨で駅前周辺にどうしてあのような大量の雨水が集まったのか、その原因を検証して対応すべきだと考えますが、どう思っておりますかお伺いします。3つ目、水害が発生すると市内の集落数カ所が被害を受けますが、今回の沼館町内は想像を絶する被害でありました。その対応策の検討は十分かどうかということでもあります。

2点目、**長木ダムの代替事業はどうなったか**ということでもあります。長木ダム建設が中止になった際に秋田県から代替案が示されて、特に長木川沿線住民は大いに期待をして待っていたものですが、いまだに全く実行されていない。当時、約束が守られておれば、今年の8・9豪雨時でも被害は相当緩和されたのではないかと思います。現在では、秋田県の知事はかわり、当時の担当者はいるかどうかわからないということですが、市長は秋田県に対して長木川沿線の実態を調査し、約束した防災対策事業を実行するよう強く求めるべきだと思いますが、いかがでしょう。市長の見解をお伺いします。

3点目、**今後の農業政策は**、ということでもあります。これまで国は、減反政策に沿って米の転作作物による複合経営型の農業を進めてきたが、近年は農家の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の拡大などの問題が生じてきています。そこで今、国は農業政策の大転換をして新たな方針を示したが、その方針に対する具体的な市の取り組みについて伺います。

4点目、**樹海ドームの駐車場整備を急げ**ということでもあります。現在地に樹海ドームの建設が決定された際に、出雲市に木造ドームがあると聞いて樹海ドーム周辺の住民と一緒に出雲市まで見学に行ってきましたが、小規模で樹海ドームとは比較にならなかった。樹海ドームは今でも見学者が多いこと、予約利用者也増加していること、また、最近はプロスポーツチームの合宿が増加していることなど、利用者が増大していると聞いております。これからさらに利用者の増加が見込まれる現状を重視して、早急に駐車場を整備する必要があると思いますが、市長いかがでしょう。見解をお伺いします。

5点目、**いじめ・虐待の撲滅対策は万全か**ということでもあります。今、いじめ問題は全国的に日々凶悪化し、児童生徒同士のいじめだけではなく、先生と児童生徒とのトラブル、家庭内暴力や誘拐事件などの犠牲者は、幼児・児童生徒が多いのであります。誰もが「少子化だ」「子供は国の宝だ」「みんなで大事に育てていこう」とは言っていますが、その具体的な対策が見えてこないのが実態であります。当市では、いじめ・虐待などの問題はないということだが、どのような対策をしているのか。本当に大丈夫なのかどうか。これは、教育長に伺うものであります。

6点目、**学校統合事案の対応は十分か**ということでもあります。大葛小学校の東館小学校へ

の統合に続いて、ことしの4月には雪沢小学校が長木小学校に統合されます。統合に向けては地域住民・保護者等の協力により、雪沢小学校の子供たちはさまざまな面で素晴らしい力を発揮して頑張っております。大館市では、平成27年4月に第二中学校・花岡中学校・矢立中学校が統合して北陽中学校が新設されることが決定しております。子供たちの推移を見るとその後も統合が予想されるのではないかと思います。これまでの経験を生かし、地域・学校関係者・保護者等と十分協議を重ねて子供たちにとって最高の教育環境を整えることが大切だと思われまます。統合に向けての教育長の考えを伺います。

最後になりましたが、この3月で退職される職員の皆様に大変御苦労さまでしたと申し上げたいと思います。これまで長い間市民の奉仕者として職務に専念してこられたことに対し、敬意と感謝を申し上げます。私ごとになりますが、皆さんから長い間大変お世話になりました。本当にありがとうございます。これからは、健康に留意されまして大館市の発展と市民の幸せのために寄与していただきたいと切望しております。どうかこれからもよろしくをお願いを申し上げます。お別れの言葉とします。ありがとうございました。(拍手)(降壇)

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長(小畑 元君) ただいまの高橋議員の御質問にお答えいたします。冒頭、市の職員に対しての配慮に心から感謝を申し上げたいと思います。異常事態であるということできさまざまな影響が出てきておりますが、心身ともにみんなしっかりと今後とも仕事ができるように十分に配慮していきたいと思っております。ありがとうございました。

1点目の**昨年の豪雨・台風災害対策は万全か**についてでありますけれども、昨年8月9日の豪雨災害では、短時間に被害が集中したことで情報の把握がスムーズに行えず、対応にも不備がありました。その反省を踏まえ、現在は各課で把握している情報は全て災害対策本部に報告することとしております。対策本部では、その報告をもとに対応を担当課に振り分け、対応後の状況については、直ちに再度対策本部に報告するよう指導しております。また、対策本部に集められました災害状況の情報につきましては、ホワイトボードに書き出すことで共有できるようにしておりますが、さらなる情報の共有化を図るため、来年度から本格運用されます県の情報の架け橋事業への参加を申し込んだところであります。この事業は、インターネットを使ったシステムによりまして、市町村・警察・自衛隊等が把握した災害や避難状況、電力や水道などのライフライン情報を県の情報配信基盤に集約し、地図上に表示することで情報の共有化を図るものであり、市単独の災害でも活用することができます。このシステムによりまして災害時の情報収集力の向上を図ることができるほか、大災害が発生した際には、市が把握した情報をエリアメールで素早く市民にお伝えできるものと期待しているところであります。現在進めている消防無線のデジタル化につきましては、消防署員の出動場所を地図上に表示し対策本部に配信する端末機の配備も計画しております。これらが整備されると、情報の収集・管理・分析・伝達が格段に改善されるものと考えております。さらに、この4月から刻一刻と変化す

る被災状況に目を配りながら迅速に対応し、災害のみならず新型インフルエンザ等の事案にも的確に対応するための体制強化を目的として、総務課から危機管理部門を独立させる予定でありますので、御理解をお願いいたします。議員御質問の駅前周辺の冠水につきましては、当時の豪雨が短時間に集中的に発生したものであったため、既存の排水路や道路側溝の排水能力を超えてしまったことが一番の原因と考えられますが、想定をはるかに超えた雨量により土砂やごみなどが排水路等に流入し、排水機能を麻痺させたこともまた、大きな要因と考えられます。これに加え、駅前周辺に都市下水路等の雨水幹線や下水路が集中していること、また、宅地化され商業集積地となった樹海ライン方面からの雨水も御成町方面に流れ込んできたことなど、複数の原因が考えられます。そこで、当面の対策としてＪＲ奥羽本線の横断部分から板子石に抜け沼館に向かう排水路について、まずＪＲ横断部分のしゅんせつを行い雨水幹線の水路断面を確保しております。来年度もそのラインのしゅんせつを行うとともに、側溝を改良する予定であります。また、中長期的には樹海ラインから御成町方面への道路整備を進める際に、都市下水路もあわせて新設したいと考えており、整備に当たっては小坂鉄道跡地の活用の可能性についても模索してまいりたいと考えております。さらに、雨水が１カ所に集まらないように分散化するため都市下水路の整備についても検討中であります。本市で最大の浸水被害に見舞われた沼館町内は、当日、町内会長の判断でいち早く住民を町内会館へ避難させておりましたが、この共助がなければ人的被害が発生していた可能性があり、これは各自主防災組織の手本となるものと考えております。市では、沼館町内の避難場所を沼館保育所と定めておりましたが、26年度に策定する地域防災計画では町内会館を避難場所として指定する方向で検討しております。沼館町内はこれまでも何度か水害を受けておりますが、今回の災害の大きな要因は下内川の堤防が決壊したことに加え、御成町方面の排水路や都市下水路からも大量の水があふれ出したことによるものであります。沼館地区では、水田の排水口の関係から堤防がつながっていない箇所があったことから、昨年度に圃場整備を行った際、堤防をつなぐ工事を実施いたしました。しかしながら、高さが十分でなく脆弱な自然堤防であったことから決壊したものであります。災害復旧については、河川管理者である秋田県が国の災害査定を受け、復旧工事に着手しているところであります。また、今回の災害では、河川の増水により内水が受け入れられないために多くの冠水箇所が発生したこともあり、河道掘削や樹木の伐採等を県に要望しているところでありますが、抜本的な対策としては強固な護岸堤防とすることや内水の最終受け入れ先である米代川・長木川の河道掘削が有効と考えられます。あらゆる機会を通じて、国や県に強く要望してまいりますので、御理解をお願いいたします。

2点目、**長木ダムの代替事業はどうなったのか**についてであります。長木ダムの建設については、費用対効果などの面で国の採択基準に合致しないため、平成12年に中止となったものですが、今回の災害を振り返ると治水の必要性は非常に高く、利水・かんがいの課題とあわせて解決する最良の方法がダムの建設であるとの思いは今も変わりはなく、中止になったことは大

変残念に思っております。ダム建設に伴う事業費は270億円を超え単独事業での建設は困難であるため、県は代替事業として長木川関連河川改修計画を策定しました。治水対策としては、沼館地区で18年度から24年度まで1,600メートルの築堤工事や排水樋管7基を設置したほか、来年度は河道掘削を予定しております。また、宮袋地区では、本年度から排水樋管5基の設置工事にかかわる詳細設計や用地測量を実施し、来年度は河道掘削と樹木伐採を予定しております。そのほか、これまで大館橋付近の河道掘削や樹木の伐採も実施してきているところであります。利水対策としては、17年に観音堂地区で河床低下防止のため床どめ工事を実施いたしました。来年度は、排水樋管の設計を行う予定であります。この排水樋管が設置されると水路のためにつながっていない部分の堤防をつなぐことができることから、堤防の強化が図られることになります。しかしながら、議員御指摘のとおり昨年の豪雨災害は長木川関連河川改修計画にない区域においても被害が出ており、市といたしましても堰堤の築造や護岸強化・河道掘削などについて県と協議しながら、治水面から必要な対策を県に要望してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

3点目、**今後の農業政策は**、についてであります。政府は昨年11月、米政策の大転換の方針として、農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し、日本型直接支払制度の創設の4つの改革を掲げております。農地利用の集積・集約化を進める農地中間管理機構の創設につきましては、都道府県ごとに設置される機構の一部事務が市町村に委託される見込みであり、本市では大館市農業再生協議会が受託する予定となっております。また、機構が行う事業のモデル地区の1つとして本市が指定される予定であることから、機構に本市職員1人を派遣し農業再生協議会の構成員と協力しながら、農地利用の集積・集約化を積極的に進めてまいりたいと考えております。さらに、人・農地プランの見直しにより30ヘクタール以上の大規模農家の育成を強力に推し進め、生産コストの低減による競争力の向上を図りたいと考えております。経営所得安定対策の見直しにつきましては、畑作物の直接支払交付金と米・畑作物の収入減少影響緩和対策は本年度同様の内容で引き続き実施されますが、米の直接支払交付金は10アール当たり1万5,000円から半減となり、また、米価変動補填交付金が廃止されることとなります。一方、水田フル活用と米政策の見直しにつきましては、飼料用米に対する助成が10アール当たり一律8万円であったものから、収量により変動する仕組みに変更され、最大10万5,000円に拡充することとしております。これらを受け、本市では飼料用米に対する助成について、来年度は認定農業者以外の農家も対象とするよう要件を緩和し10アール当たり1万円を上限とする数量払い方式を継続することで、収益性の高い飼料用米や加工用米の大幅な作付拡充を図ってまいります。さらに、国の産地交付金により加工用米に対する助成を拡大していくほか、増産が見込まれる飼料用米は市内の養豚企業等の飼料として活用を進めていく予定であります。また、戦略作物の作付に対する支援につきましては、大館市耕作放棄地発生防止作付推進事業を市の単独事業として実施し、飼料用米・加工用米・戦略作物

などによる水田のフル活用を図ってまいります。一方、米の生産数量目標配分につきましては、国は「5年後をめどに、国が策定する需給見通し等を踏まえ、円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む」としており、本市といたしましても、農家が主食用米・飼料用米などを需要に応じて生産する体制づくりを最大限支援し、農家の所得向上を目指してまいります。また、日本型直接支払制度の創設につきましては、これまでの農地・水保全管理支払交付金が廃止され、新たに農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための活動に対し、10アール当たり5,400円を上限として交付金が支払われます。市としては、既存の中山間地域等直接支払制度も活用しながら、中山間地や小規模農家の農地についても適正な管理を図ってまいりたいと考えております。今後は、本年1月に実施した全農家対象のアンケート調査の結果を分析・検討し、T P P交渉の内容や国の動向も見据えながら農業・農村・農家を守るための新たな施策に反映させてまいるとともに、厳しい状況下においても持続可能な力強い農業、生き残れる農業の確立に向け、J Aなどの関係機関とも十分に協議しながら対応したいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

4点目、**樹海ドームの駐車場整備を急げ**についてであります。樹海ドームは、スポーツイベントのみならず有名アーティストのコンサート、大館圏域産業祭、市を挙げて取り組んでいる本場大館きりたんぽまつりなど多彩なイベントに利用されております。本年度の本場大館きりたんぽまつりの際は駐車場不足を見込み、臨時駐車場の確保やシャトルバスの運行に加え駐車場の有料化で対応し、会場周辺の交通渋滞が昨年度に比べ緩和されたところであります。しかしながら、数千人から数万人規模のイベントの開催時や樹海ドームと樹海体育館でイベントが重なった場合を考えますと、現状ではまだ駐車場が不足していると認識しております。そのため、昨年新たに語らいの森北側の原野を購入し100台分の駐車スペースを確保いたしました。今後、新たな用地の確保に向け、樹海ドーム周辺の用地の状況把握を行いながら適地を探してまいりたいと考えております。

5点目のいじめ・虐待の撲滅対策は万全か、及び6点目の学校統合事案の対応は十分かについては、教育長からお答え申し上げます。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○教育長(高橋善之君) 高橋議員の5点目の御質問、**いじめ・虐待の撲滅対策は万全か**についてお答えいたします。御心配いただきました市教育委員会のいじめ防止対策としては、年3回、全小・中学生を対象としたいじめ調査を実施しております。昨年10月の調査の結果、いじめの認知件数は小学校145件、中学校17件、計162件となっております。小学校における認知件数が多いのは、自我発達の初期段階における小学生においては、それぞれの自我がぶつかり合う場面、けんか・いじわる・からかい・いじめなどさまざまなトラブルが発生することが避けられず、子供がいじめと感じているものはそのままいじめとしてカウントしているからであります。また、子供の社会性の発達という教育的観点から見た場合、さまざまなトラブルはその

経験を通して人間関係能力・社会的規範性・自己抑制力・思いやりなどを身につける成長の機会とも言えるものです。したがって、まずはそれらのトラブルを早期に把握し、それぞれに教育的指導を加えた上で早期に解消に努めるというのが現実的な対応であり、先ほど述べた認知件数162件はその全てが解決済みであります。また、御承知のとおり、自殺などのいじめが引き起こす重大事故は、周囲の教員や同級生などが見逃したり放置したことによりエスカレートして最悪の事態へと至るものでありますので、このような方策により重大事故の発生も防止できるものと考えております。さらには、いじめ防止対策推進法に基づいてこの4月から各学校がいじめ防止基本方針を策定いたします。実態としては、既に実施している対策と同様のいじめ防止対策を明文化するものありますけれども、さらに児童会・生徒会など子供たちの主体的な活動を通して、いじめの予防・早期発見・早期解決を働きかけるものであり、その効果を期待しているところであります。児童虐待につきましては、児童虐待防止法により学校は虐待が疑われる事案を把握した際には児童相談所等へ通報する義務を負っております。昨年度、学校が把握した事案は2件あり、速やかに児童相談所・市福祉事務所等に通報し連携して処置いたしました。今後とも子供たちの異変をいち早く察知し、家庭における虐待からしっかりと子供たちを守ってまいります。教員による児童生徒への体罰や不適切な言動については、教育の場にあつてはならないことであり、当市においても3年前にそのことが一因で懲戒免職処分となった教諭がおりました。そのようなことが疑われる情報があれば、市教育委員会として速やかに調査し、事実であれば即刻担任から外すなど子供たちの安全と人権を守る手だてを最優先に考え対処してまいり所存であります。以上のとおりの実情であり、市教育委員会としての基本的な姿勢でありますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

6点目の御質問、**学校統合事案の対応は十分か**についてお答えいたします。まずは、このたびの雪沢小学校の長木小学校への統合におきまして、高橋議員には調整役・仲介役として多大な御尽力を賜りましたことに改めて感謝申し上げる次第であります。おかげさまで「雪沢小学校ここあり」という気概を持って、高い学力、雪沢っ子経営塾、移動美術館ガイド、世界に向けたブログ発信など、超新星のように輝きを放ちつつ一丸となって統合に向かっております。既に長木小学校との授業交流も定期的に行われており、長木小学校の子供たちも雪沢小学校の子供たちと一緒に学校生活ができるのを心待ちにしているというところです。また、両校PTA会長のリードのもと「合同PTA」「親父塾」を開催するなど、保護者及び地域間の融合も進んでおり、必ずや雪沢・長木両地区の元気の源となる新生長木小学校が誕生するものと期待しているところでございます。北陽中学校につきましては、昨年度から今年度まで各地域代表、学校関係者、小・中学校保護者代表を委員とする統合準備委員会を計10回開催し、準備を進めてまいりました。その結果、校名・校章・制服・運動着等について決定し、校歌については選定された歌詞を基本に、現在、作曲を依頼しているところあります。長年の懸案事項であったグラウンドの改修工事も終了し、来年度、芝生の張りかえをもって完成する見込みであります。

今後、広くなった学区をカバーする安全かつ利便性のある通学方法について、保護者の皆様と十分協議しながら詰めてまいります。議員御指摘のとおり、今後も続く少子化の状況を鑑みれば、さらなる統合や学区改編も避けられない状況であります。心情的には、どんなに小さくなくても地域に学校を残したいという、そういう思いは私にもございます。しかしながら、教育行政を行うものとしては「限りなくゼロに近づき、その学校が培った歴史と伝統を消滅させてはならない。その歴史と伝統を統合校に融合させて、新たな学校文化と活力を創造し、その中で鍛え上げた子どもたちを、いずれふるさとを支える人財としてお返しする」という基本理念を持って、あわせて議員から御助言がありましたように地域の皆様、そして保護者の方々と十分に理解を積み重ねながら統合問題について対処していく所存でございます。最後になりますが、高橋議員にはさまざまな面で御指導・御助言をいただきまして重ねて感謝申し上げます。これまでと同様、新長木小学校そして雪沢の子供たちに温かな御支援を賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○28番（高橋松治君） 議長、28番。

○議長（中村弘美君） 28番。

○28番（高橋松治君） 5点目と6点目の質問について、再質問させていただきます。これまでの対応をよく理解できました。ただ、いじめ等の問題を考えるときに、できれば統合したその年度だけでもいいので、職員1人ぐらい増員をして、ちゃんと見回るといようなことができればいいと思います。それから最後の質問ですが、これまで統合問題が議論されてきたときの経過などを見ると、どうしても直前になっていろいろな不満が出たりするということがこれまで何回もありました。そのために、もうこれでいいとお互いが理解し合えるような努力をまずすべきだと思います。ちょっとしたことで、また最初に戻るといような議論が出てくるということも体験しました。ですから、そういうところを十分注意されて進めていけばいいと思いますので、その点について発言があればお願いしたいのですが、そうでなければ私の要望として受けとめてほしいと思います。以上で終わります。

○教育長（高橋善之君） せっかくの再質問でございますので、答えさせていただきます。1つ目の統合になった場合の職員定数につきましては、これは市教育委員会の管轄ではなくて県教育委員会の管轄になりますので、私どもの力ではかなわないことでございますが、統合する学校の職員の配置・異動、そういう点を十分配慮して子供たちが新しい学校で孤立したり困ったりすることのないよう十分にやっておりますので、御理解賜るようお願いいたします。2つ目の御指摘は、まさに議員のおっしゃるとおりで、統合問題につきましては、いわゆる理屈では納得できても、先ほど申しましたように地域から学校がなくなるということの思いは、いつまでも残るものであります。その点につきまして市教育委員会としても、もっと配慮をもって丁寧に対応してまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。以上です。

○議長（中村弘美君） この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時44分 休 憩

午後 1 時00分 再 開

○議長（中村弘美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤芳忠君の一般質問を許します。

〔18番 佐藤芳忠君 登壇〕（拍手）

○18番（佐藤芳忠君） 無所属の佐藤芳忠です。国は、24年度から24時間対応の定期巡回・随時対応型の訪問介護看護サービスを新設しました。このサービスは、訪問介護などの在宅サービスが増加しているのに、重度者を初めとした要介護高齢者の在宅での生活を24時間支える仕組みが不足していることと、医療ニーズが高い高齢者に対する医療と介護の連携が不足していることから新設した制度です。このサービスが実施されれば、利用者は日中も夜間も24時間、訪問介護と訪問看護のサービスを受けることができますようになります。また、家庭へは定期的な訪問だけではなく、利用者が必要なときはいつでも電話 1 本でサービスを受けることができるようになるものです。しかし、このサービスを実施するためには、訪問介護と訪問看護の 2 つのサービスを行わなくてはならないことや夜間人員を確保しなくてはならないこと、また、1 つの事業所で訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供する一体型事業所でない場合は、介護報酬が低く設定されていることなどから、事業参入が進まず実施している自治体も少ないものです。平成25年 9 月末時点では、24時間地域巡回型サービスを実施している自治体は166自治体、介護保険を運営する1,580自治体のうち約10.5%という状況で、実施自治体は東京都が25、大阪府が15、埼玉県が14、愛知県が 9 と都市部では広がりつつありますが、岐阜県・滋賀県・福井県が各 3、三重県が 2、長野県・栃木県・島根県・徳島県・高知県・宮崎県・宮城県・青森県・秋田県の 9 県はゼロという状況でしたが、12月時点では184自治体にふえ、本県でも潟上市とにかほ市が26年度から実施することになりました。潟上市は、26年 6 月からサービスを実施するそうですが、実際のニーズが把握できなかったため具体的な運用方法は今後詰めるということです。当市は、24時間定期巡回・随時対応型サービスに対応すべく、大館市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定し、25年 4 月 1 日から施行しています。この条例は、当市における24時間定期巡回・随時対応型サービス事業等の人員や設備及び運営に関する基準を定めたものであり、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の人員、設備及び運営に関する基準を定めています。定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、日中、ヘルパーや看護師が定期的に訪問介護や訪問看護を行う定期巡回サービスと、要介護者や御家族からの連絡にヘルパーや看護師が駆けつける随時対応訪問サービスを組み合わせたものです。また、夜間対応型訪問介護は、夜間にヘルパーが定期的に訪問介護を行う定期巡回サービスと、夜間の連絡にヘルパーが駆けつける随時訪問サービス

を組み合わせたものです。訪問介護と訪問看護が連携しながら、日中・夜間を通じて1日複数回の定期訪問と随時の対応を行うものです。平成25年12月31日現在、当市の介護認定者は5,521人で、このうち969人が特別養護老人ホーム等に入所しており、526人の方が在宅で訪問介護や訪問看護などの居宅介護サービスを受けています。しかし、26年の通常国会で法案が可決されれば、27年4月1日からは施設入所が介護度3以上となり、在宅での介護がふえることが予想されることから、24時間対応型の訪問介護サービスの必要性が高まると考えます。2年前、24年3月に私がこの件について質問したとき、市長は「介護が必要な状態になっても住みなれた地域や家庭で、安心して生活ができるよう支援の充実を図る。このサービスは、在宅で介護を受けている高齢者やその家族が、安心して生活を送る上で重要な役割を担うサービスで、利用者のニーズの把握、また、事業者の人材確保など、現時点では課題もあるが、市としては、これらの課題を解消するとともに、参入する事業者の育成を図りながら、第5期介護保険事業計画の中でこのサービスが御利用いただけるよう取り組んでいきたいと考えている」と非常に前向きな答弁をいただきました。国が脱施設化を進めている現在、このサービスは在宅で介護を受けるために必要不可欠なものです。しかし、訪問介護や訪問看護の事業者がこのサービスに参入するためには、夜間人員の確保や有資格者の確保、介護報酬の差の解消や採算ベースなど多くの問題があることから、**24時間対応の訪問介護看護と夜間訪問介護の実施**に向けて、市は早急に夜間訪問等のニーズや事業者の参入要件などの調査をする必要があると考えます。このサービスの**実施**についての市の計画をお伺いいたします。どうも失礼します。（拍手）（降壇）

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長（小畑 元君） ただいまの佐藤議員の御質問にお答えいたします。

24時間対応の訪問介護看護と夜間訪問介護の実施についてであります。市では、施設入所待機者の解消を図るため、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの整備や在宅介護の支援として、短期入所施設や市が指定する認知症高齢者グループホームの整備を図りながらその支援に努めてきたところであります。24時間対応の訪問介護看護と夜間訪問の介護サービスは、介護と看護が連携し利用者の心身の状況をきめ細かく把握して柔軟にサービスを提供することで、住みなれた地域での在宅生活の継続を目指す、地域包括ケアシステムの基礎的サービスとして平成24年に制度が創設されました。サービス内容が利用者のニーズに合ったものとなるためには、ケアマネジャーと計画作成責任者、介護と看護、地域医療等の連携を密にし、高齢者の暮らしを多職種によるチームでしっかりと支えていくことが不可欠であります。市といたしましても、高齢者が安心して生活ができるためにも重要なサービスであると認識しておりますが、サービスを十分に提供するためには介護職の人材確保と事業者の育成を図ることが急務であると考えております。そのため本年度、介護雇用プログラム事業や介護職員初任者研修事業を実施し介護職の資格取得と雇用の支援を図っており、体制の整備と育成につなげたいと考え

ているところであります。また、一体的に行う訪問看護については、看護師の確保と医療機関との連携が不可欠であります。在宅介護を継続的に行うためには、高齢者が不安を抱えている「容態が急変したときの緊急対応」や「みとり」などのサービスを安心して受けられる環境整備も必要であります。しかしながら、急に容態が悪化した場合の受け入れ医療機関や休日・夜間の医療機関の不足、さらには在宅医療にかかわる医師が少なく高齢化も進んでいるなど深刻な課題があります。このように、24時間対応の在宅介護を実施するためには、介護サービスと医療サービスを一体的に提供できる環境整備が必要であり時間を要することから、当面は介護施設への入所やショートステイなどで対応し、できるだけ御不便をおかけしないようにしてまいりたいと考えております。市といたしましては、平成27年度から始まる第6期介護保険事業計画の策定に当たり、24時間対応の定期巡回・随時対応サービス利用の需要を把握するため、介護者の意向を踏まえたニーズ調査を実施しているところであります。今後、分析結果などの情報を介護保険事業者に提供した上でサービス事業参入のモチベーションを高めるために先進地を十分研究し、本サービス事業に取り組める環境づくりに努めたいと考えております。また、高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが効率的かつ一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に引き続き努めてまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（中村弘美君） 次に、田中耕太郎君の一般質問を許します。

〔22番 田中耕太郎君 登壇〕（拍手）

○22番（田中耕太郎君） いぶき21の田中耕太郎です。一番最後の質問者となりましたが、よろしくお願いを申し上げます。まずもって、1月の父の葬儀に際しましては、小畑市長を初め大変多くの議員の皆様にご多大なる御迷惑をおかけいたしましたこと、この場をお借りしおわび申し上げますとともに今後ともよろしくお願いを申し上げます。さて、この3月をもって退職なさいます職員の皆様におかれましては、本当に長きにわたり市政を支えていただき、ありがとうございました。皆様のその卓越なる御経験をもって、これからも市政発展のために健康に留意なされ御活躍なさいますこと、切にお願いを申し上げます。それでは、本題に入ります。

危機管理について。まずは、危機管理課の創設、それと危機管理部局の適正な人員配置等の2点についてお聞きいたします。かつて、本市において経験したことのない雨量を記録した昨年の8月9日豪雨災害から、半年余りが経過いたしました。そして、あの古今未曾有の東日本大震災の発生から間もなく3年になろうとしております。いずれの災害においても、さまざまな災害対応を不眠不休で行った本市職員の皆様にご心から敬意と感謝を表したいと思っております。また、市の災害対策本部長として迅速に職員を指揮した市長には、この場をかりて深甚なる感謝

を申し上げるものでございます。「啐啄（そったく）の機」という言葉があります。師匠と弟子の関係をあらわす禅の言葉ですが、啐（そつ）は殻の中でひながつつく音、啄（たく）は母鳥が殻をかみ破ること。絶妙なタイミングで双方からの働きかけが一致したとき、卵からひなが誕生するそうです。例えがふさわしくないかもしれませんが、いわゆる市民をひなに置きかえますと、あうんの呼吸と申しますか絶妙のタイミングで殻の中のひな、つまり市民の要求・要望に応えようとするのが行政、つまり市長の手腕であると思います。昨年の災害時には人的被害もなく済んだのも、まさしく市長のリーダーシップのたまものと思います。さきのソチオリンピック、ジャンプ競技の葛西選手ではありませんが、大館の新たなレジェンドにふさわしい行動力であったと思います。さて、一般に危機管理といえば、地震・台風・洪水・豪雪などの自然災害が挙げられます。減ることはなく、毎年のようにさまざまな自然災害が頻発する中、本市として対処すべき危機も多様であり、それに即応できる危機管理体制を整えておかねばならないことは私も認識しております。また、近年は自然災害ばかりではなく、テロや口蹄疫・新型インフルエンザなど、これまでに想定し得なかったような事態が数多く発生しており、このような日常生活を脅かす危機に対しては、本市においても安全な市民生活を確保するために、積極的に対応策を講じて市民の皆さんに安心して暮らしていただけるようにしていかなければなりません。そこで市長にお尋ねをいたします。新年度の機構改正案では、危機管理対策のために総務課から防災対策室を分離し、新たに総務部内に危機管理室を設置する予定とのこととであります。私は昨年、9月定例会で大災害に対し総括する部署の必要性を感じると一般質問をしております。すぐさま対応していただいたことに感謝しております。また、現行の防災対策室の人員配置は、総務課長が防災対策室長との兼務、総務課長補佐が防災対策室長補佐との兼務、係員2名が総務係との兼務であり、さまざまな危機を想定し市として対処すべき危機に即応できる体制としては、いささか弱い感じがしておりましたので、兼務を解消し危機管理を単独で行う部署を創設することに私は大賛成であります。そこで、提言いたしますが、防災対策と一体となって本市の危機管理全般を担う組織として、より強力な危機管理能力のある組織とするために、現行案の危機管理室から一步踏み出し、**危機管理課**としてはいかがでしょうか。自衛隊・警察・消防と市が連絡を密にする県内初の防災連絡協議会を立ち上げるなど、危機管理について御英断のほどよろしく願いを申し上げます。

さらに、その**人員配置**についてであります。市役所職員は、災害時には市長指揮のもと、全職員が献身的に事の収束に当たらなければならない大変な役割を持っております。質問冒頭、私は災害対応に従事している市職員について感謝いたしました。現状では危機管理担当部局以外の職員は、危機管理は担当部局がやるものという意識を持たれている職員もいるのではないのでしょうか。職員の危機管理能力を向上させる最も効果的な方法は、実際に危機の生じている現場での対応を経験することとあります。そのためには、危機管理担当部局での職務を庁内の職員に広く経験させることが重要であり、その経験した職員を庁内にバランスよく配置する

ことにより全庁的な危機管理対応能力の向上につながっていくのではないのでしょうか。また、災害従事のプロである消防本部との交流人事も一つの方法と考えます。災害対応のみならず、新年度は市地域防災計画の修正やハザードマップの見直しなどの事務的仕事も山積していると聞いております。円滑な人事ローテーションの遂行と適正な人員確保について、市長のお考えをお伺いいたします。

最後の質問ですが、**キーワードは減災**であります。いわゆる防災は、いつ起こるかわからぬ災害に対し被害を出さない取り組みであることであり、減災とは災害後の対応よりも事前の対応を重視し、あらかじめ被害の発生を想定した上で少しでも被害の軽減を図るようにすることです。市では、そのようなソフト面をどうお考えになっているのかお聞きしたいと思います。「死なない」「生き抜く」ことが大切であり、命を亡くしては何にもなりません。生活弱者である高齢者や幼い子供目線で対策方法を考えていかなければなりません。そこで、一つ提案をさせていただきたいのですが、今、計画されておりますハザードマップの見直し、それは決して無駄とは申しませんが、どうせ費用と時間をかけおつくりになるのであれば、自分たちの住んでいるところで、災害時移動も含めどう行動したらいいのか。また、自分の町のどこに何があるのか見直す。実際の災害を想定し自宅・学校などからの避難ルートをシミュレートしたような、いわゆる減災マップこそ必要かと思いますが、いかがでしょうか。ハザードマップと減災マップ、いいところ取りを足して2で割ったようなものができ上がれば、大変いいものになると思われます。もし、実行なされば国内では前例がございません。決して避けることのできない自然災害、市民の生命・財産を守ることが行政の役割とするならば、いついかなる危機にも対応できるよう努力していただきたいと思います。備えあれば憂いなし、憂いがあるから備えをしても何の役にも立ちません。それらを強くお願いして質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）（降壇）

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長（小畑 元君） ただいまの田中議員の御質問にお答えいたします。

1点目、**危機管理について**であります。①**危機管理課の創設**についてお答えしますが、かつて本市は自然災害が少なく、住みやすいという認識が少なからずあったと思います。市の組織機構に防災係が誕生したのが平成19年とごく最近のことであり、しかも国民保護法を受けての措置であったことから、市として自然災害に対する備えといえば地震や水防に関するマニュアルが中心でありました。ところが、17年暮れから年明けの豪雪、19年秋の豪雨、23年の東日本大震災、昨年8月の豪雨、9月の台風等異常気象などによる災害が増加傾向であり、そのたびに新たな課題が浮上しております。対策の強化を模索する中、ハザードマップの改定、地域防災計画の見直しなどに加え、空き家対策など新たな行政課題への対応も求められていることから、今般一定の期間、危機管理部門を独立させて対応することが必要と判断したものであります。危機管理室の「室」という名称であります。これは慣例的に期間限定で設置する部署に

与えてきたものでありますが、これまでの機構を改めて調べてみたところ、単独に設置したのは合併推進室などごく少数で、その他の機関の室長は兼務発令としたものが大半でありました。市民に付属部署というイメージを持たれてしまうことは私どもの本意ではありませんので、議員御提言の趣旨を踏まえ変更を検討したいと思います。この新たな部門では、自然災害・国民保護計画・空き家対策を主務としたその他の危機、例えば新型インフルエンザについては、危機管理指針に基づいて健康課を主務とし、それを支援する体制としてまいります。

②**危機管理部局の適正な人員配置等**についてであります。災害が続いたことで、職員の災害対応スキルは相当向上いたしました。非常時の参集、果たすべき役割など一つ一つ指示しなくとも経験が円滑な対処を促すように感じております。しかしながら、訓練を怠れば後退は避けられません。あらゆる災害を想定し、それぞれに対応した訓練を計画実施するのも危機管理部門の役割となります。人事異動による危機管理経験はもちろん重要であり、消防との人事交流も10年以上続けてきておりますが、異動する数には限界がありますので、どの部署にあっても災害に対応できるような訓練を重視しながら、危機管理を直接経験する職員についても徐々にふやしてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

③**防災（ハード面）から減災（ソフト面）の充実**についてであります。災害時には、自分の命は自分で守るという、いわゆる自助の精神が原則であります。それを実現するためには、行政の支援である公助が必要であることは言うまでもありません。昨年8月に公表されました秋田県の地震被害想定調査報告書によると、本県寄りの日本海海域で複数の震源域が連動した大地震が発生した場合、本市の最大震度は6弱となることが想定されています。東日本大震災を顧みますと、行政が災害にハード面での対策を講じていても完全な防災は困難であることが露呈されました。人命を守ることを最優先に、被害を最小限にとどめる減災の対策を講ずることは必要不可欠であります。これまで本市では、災害時の避難所となる小・中学校の耐震化を計画的に進めてきておりますが、ソフト面の対策として、1. 多様な情報手段を活用した確実な情報伝達体制の整備、2. 防災教育と啓発活動、3. 自衛隊や警察など関係機関との情報共有、4. 防災協定の締結、5. 災害時備蓄物資の確保、6. ハザードマップの全戸配布等々を今後もさらに進めてまいりたいと思っております。議員御提言の減災マップの作成につきましては、ハザードマップに減災につながる行動や情報を組み込むことができないか検討してまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。昨年8月9日の災害では、大きな被害を受けながら市民が自助・共助の活動をした町内もあり、奇跡的に死傷者がゼロでありました。減災につながったさまざまな要素を再度検証してまいりたいと考えております。また、市民の皆様には、地域全体における防災訓練や避難訓練の実施、避難場所の確認などを呼びかけてまいりたいと考えております。なお、去る2月19日、大館市防災会議を開催し来年度に行う市地域防災計画見直しの方針について協議いただきました。その骨子であります。見直しの3つの柱の1つ目は東日本大震災を踏まえた地震対策の抜本的強化、2つ目は大規模広域な災害

時における被災者対応等の強化、3つ目は平成25年8月9日豪雨及び9月16日台風第18号災害等を踏まえた防災対策の見直しとしたところであります。さらに、見直しに当たっての留意点として、減災の視点を取り入れることを盛り込んだ次第であります。計画素案なども節目の段階で議会に対して御説明申し上げ、皆様からの御意見を計画に反映させてまいりたいと考えております。引き続き、本市の災害対応力の強化に傾注してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○22番(田中耕太郎君) 議長、22番。

○議長(中村弘美君) 22番。

○22番(田中耕太郎君) 先ほど来、出ているハザードマップでございますが、全戸配布は大変よろしいことと思いますけれども、実際のところ各家々においてうまく機能しているかというところ、なかなか難しいところもあると思いますので、その辺は今市長がおっしゃったように減災も含めて大事に張っておけるようなものにつくり上げていただきたいと思います。もう一つ要望でございますが、職員のどなたと個々の名前は出しませんが、自分たちの住んでいる場所の避難場所をお聞きしたところ意外と知らない方が多いです。やはり職員のその辺の徹底から始めていただきたいと思いますこと、願わくば全市的な避難訓練等ができるようなものを構築していただきたいと思いますをお願いをして終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長(中村弘美君) 以上で、一般質問を終わります。

日程第2 議案等の付託

○議長(中村弘美君) 日程第2、議案等の付託を行います。

議案等102件は、お手元に配付しております議案等付託表のとおり、それぞれ各委員会に付託いたします。

議 案 等 付 託 表

番 号	件 名	付託委員会
認 第 1 号	専決処分の承認について(平成25年度大館市一般会計補正予算(第10号))	(分 割)
	第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳入 全 部	総 財 委
	第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳出 全 部	厚 生 委

議案 第 1 号	大館市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例案	総 財 委
〃 第 2 号	公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案	建 水 委
〃 第 3 号	大館市青少年問題協議会に関する条例の一部を改正する条例案	教 産 委
〃 第 4 号	大館市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 5 号	大館市比内福祉保健総合センターに関する条例の一部を改正する条例案	厚 生 委
〃 第 6 号	大館市田代いきいきふれあいセンターに関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 7 号	大館市田代老人福祉センターに関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 8 号	大館市こぶしの家に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 9 号	大館市介護予防拠点施設に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 10 号	大館市高齢者生きがいセンターに関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 11 号	大館市ふれあいセンターに関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 12 号	大館市ペット霊園に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 13 号	大館市田代診療所に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 14 号	大館市衛生処理施設に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 15 号	大館市北地区コミュニティセンターに関する条例の一部を改正する条例案	教 産 委
〃 第 16 号	大館矢立ハイツに関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 17 号	大館総合技能センターに関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 18 号	大館スカイパーキングに関する条例の一部を改正する条例案	建 水 委

議案 第 19 号	大館市二井田市民集会所に関する条例の一部を改正する条例案	教 産 委
〃 第 20 号	大館市湯夢湯夢の里に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 21 号	大館市五色湖緑地公園に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 22 号	大館市五色湖ロッジに関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 23 号	大館市たしろ温泉ユップラに関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 24 号	大館市プルミエ比内に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 25 号	大館市ベニヤマ自然パークに関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 26 号	大館市農林業多目的研修集会施設等に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 27 号	大館市農産物集出荷加工施設に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 28 号	大館市農村婦人の家に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 29 号	大館市高齢者・若者センターに関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 30 号	大館市高齢者生産活動施設に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 31 号	大館市構造改善センターに関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 32 号	大館市営牧場に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 33 号	大館市公設総合地方卸売市場条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 34 号	大館市民舞伝習館に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 35 号	大館市民文化会館に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 36 号	大館樹海ドームパークに関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 37 号	大館市公の施設の指定管理者の指定の手續等を定める条例の一部を改正する条例案	総 財 委

議案 第 38 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案	総 財 委
〃 第 39 号	大館市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 40 号	大館市手数料条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 41 号	大館市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 42 号	大館市温泉条例の一部を改正する条例案	教 産 委
〃 第 43 号	大館市障害程度区分認定審査会に関する条例の一部を改正する条例案	厚 生 委
〃 第 44 号	大館市奨学資金貸与に関する条例の一部を改正する条例案	教 産 委
〃 第 45 号	大館市医学生奨学基金に関する条例案	〃
〃 第 46 号	大館市公民館使用条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 47 号	大館市就業改善センターに関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 48 号	大館市立あやめ苑に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 49 号	大館市総合開発センターに関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 50 号	大館市立地域体育館に関する条例を廃止する条例案	〃
〃 第 51 号	大館市火災予防条例の一部を改正する条例案	総 財 委
〃 第 52 号	大館市農林水産物直売施設の指定管理者の指定について	教 産 委
〃 第 53 号	市道路線の廃止について（釈迦内松木立花線外 2 路線）	建 水 委
〃 第 54 号	市道路線の認定について（釈迦内松木立花線外 3 路線）	〃
〃 第 55 号	平成25年度大館市一般会計補正予算（第11号）案	（ 分 割 ）
	第 1 条第 1 表 歳入歳出予算補正のうち、 歳入 全 部 歳出 第 2 款 総務費（ただし、第 1 項第22目及び第 2 項・第 3 項を除く）	総 財 委

	第9款 消防費のうち、所管部分 第12款 公債費 第13款 諸支出金 第3条第3表 繰越明許費補正のうち、 第9款 消防費のうち、所管部分 第4条第4表 (1)債務負担行為補正のうち、基幹業務システム機器更新事業、(2)債務負担行為補正、(3)債務負担行為補正のうち、例規管理システム利用料、消防用設備定期点検業務料（本庁舎・比内総合支所・田代総合支所）、比内地鶏ハムの販路拡大と地ビールの商品研究開発事業 第5条第5表 地方債補正 (最終調整)	
	第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳出 第2款 総務費のうち、第1項第22目及び第2項・第3項 第3款 民生費 第4款 衛生費（ただし、第1項第17目・第18目を除く） 第9款 消防費のうち、所管部分 第2条第2表 継続費補正のうち、 第2款 総務費 第4条第4表 (1)債務負担行為補正のうち、浄化槽維持管理業務委託料（十二所保育園・釈迦内保育園・粗大ごみ処理場）、(3)債務負担行為補正のうち、エルタックス審査システム業務委託料、消防用設備定期点検業務料（総合福祉センター・身体障害者福祉センター・保育園・保健センター・し尿処理場）、介護職員初任者研修事業	厚 生 委
	第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳出 第5款 労働費 第6款 農林水産業費 第7款 商工費 第9款 消防費のうち、所管部分	教 産 委

第10款 教育費

第11款 災害復旧費のうち、第1項

第3条第3表 繰越明許費補正のうち、

第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第9款 消防費のうち、所管部分

第11款 災害復旧費のうち、第1項

第4条第4表 (1)債務負担行為補正のうち、本場大館きりたんぼ産業化事業、コンポストセンター運転業務委託料、学校給食業務委託料（比内学校給食センター・田代学校給食センター・成章学校給食センター・西地区学校給食センター・北地区学校給食センター）、コンピュータリース料（学校教育課・小学校教育用コンピュータ）、コンピュータリース料（学校教育課・中学校教育用コンピュータ）、浄化槽維持管理業務委託料（道の駅「やたて峠」・勤労青少年ホーム・コンポストセンター・五色湖周辺施設・湯夢湯夢の里温水プール休憩所・小学校・中学校・十二所公民館・有浦児童会館・鳥潟会館・郷土博物館・学校給食センター）、(3)債務負担行為補正のうち、コンピュータリース料（学校教育課・小学校教育用コンピュータ）、コンピュータリース料（学校教育課・中学校教育用コンピュータ）、大館市合同マーチングバンド楽器リース料、清掃業務委託料（郷土博物館）、学校給食業務委託料（城西地区学校給食センター）、消防用設備定期点検業務料（コンポストセンター・比内地鶏糞処理施設・小学校・中学校・公民館・上川沿公民館・郷土博物館・北地区学校給食センター）、農家民宿を核とした体験型観光PR事業、土壌改良材販路拡大支援事業、地域で活動、高齢者サポート推進事業、レーザー加工新商品開発事業、とんぶり・特別栽培米生産販路拡大支援

	事業、農業経営等復旧・再開支援対策事業費 補助金（８月９日豪雨・９月16日台風18号）	
	第１条第１表 歳入歳出予算補正のうち、 歳出 第４款 衛生費のうち、第１項第17目・第18目 第８款 土木費 第９款 消防費のうち、所管部分 第11款 災害復旧費のうち、第２項 第２条第２表 継続費補正のうち、 第８款 土木費 第３条第３表 繰越明許費補正のうち、 第８款 土木費 第９款 消防費のうち、所管部分 第11款 災害復旧費のうち、第２項 第４条第４表 (1)債務負担行為補正のうち、エレベータ保 守点検業務委託料（大館駅南北自由通路）、 浄化槽維持管理業務委託料（米代川河川緑 地）	建 水 委
議案 第 56 号	平成25年度大館市国民健康保険特別会計補正予算（第２号） 案	厚 生 委
〃 第 57 号	平成25年度大館市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２ 号）案	〃
〃 第 58 号	平成25年度大館市介護保険特別会計補正予算（第３号）案	〃
〃 第 59 号	平成25年度大館市介護サービス事業特別会計補正予算（第１ 号）案	〃
〃 第 60 号	平成25年度大館市戸別浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 ２号）案	建 水 委
〃 第 61 号	平成25年度大館市小規模水道等事業特別会計補正予算（第１ 号）案	〃
〃 第 62 号	平成25年度大館市休日夜間急患センター特別会計補正予算 （第１号）案	厚 生 委
〃 第 63 号	平成25年度大館市田代診療所事業特別会計補正予算（第２ 号）案	〃
〃 第 64 号	平成25年度大館市公設総合地方卸売市場特別会計補正予算 （第１号）案	教 産 委

議案 第 65 号	平成25年度大館市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）案	建 水 委
〃 第 66 号	平成25年度大館市温泉開発特別会計補正予算（第 3 号）案	教 産 委
〃 第 67 号	平成25年度大館市奨学資金特別会計補正予算（第 1 号）案	〃
〃 第 68 号	平成25年度大館市都市計画事業特別会計補正予算（第 3 号）案	建 水 委
〃 第 69 号	平成25年度大館市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）案	総 財 委
〃 第 70 号	平成25年度大館市財産区特別会計補正予算（第 4 号）案	〃
〃 第 71 号	平成25年度大館市水道事業会計補正予算（第 3 号）案	建 水 委
〃 第 72 号	平成25年度大館市工業用水道事業会計補正予算（第 4 号）案	〃
〃 第 73 号	平成25年度大館市下水道事業会計補正予算（第 2 号）案	〃
〃 第 74 号	平成25年度大館市病院事業会計補正予算（第 4 号）案	厚 生 委
〃 第 75 号	平成26年度大館市一般会計予算案	（ 分 割 ）
	第 1 条第 1 表 歳入歳出予算のうち、 歳入 全 部 歳出 第 1 款 議会費 第 2 款 総務費（ただし、第 1 項第 18 目～第 22 目 及び第 2 項・第 3 項を除く） 第 9 款 消防費 第 12 款 公債費 第 13 款 諸支出金 第 14 款 予備費 第 2 条第 2 表 債務負担行為のうち、コンピュータリース 料（内部情報システム）、コンピュータリー ス料（統合 G I S 構築事業）、基幹業務シス テム機器更新事業（総合福祉システム）、通 信事業者地下管路使用料 第 3 条第 3 表 地方債 第 4 条 一時借入金 第 5 条 歳出予算の流用	総 財 委

	(最 終 調 整)	
	第 1 条第 1 表 歳入歳出予算のうち、 歳出 第 2 款 総務費のうち、第 1 項第 18 目～第 22 目及 び第 2 項・第 3 項 第 3 款 民生費 第 4 款 衛生費（ただし、第 1 項第 17 目・第 18 目 を除く）	厚 生 委
	第 1 条第 1 表 歳入歳出予算のうち、 歳出 第 5 款 労働費 第 6 款 農林水産業費 第 7 款 商工費 第 10 款 教育費 第 11 款 災害復旧費のうち、第 1 項 第 2 条第 2 表 債務負担行為のうち、コンポストセンター 運転業務委託料、比内地鶏糞処理施設運転 業務委託料、大町商店街振興組合駐車場敷地 借上料、学校給食業務委託料（比内学校給食 センター）	教 産 委
	第 1 条第 1 表 歳入歳出予算のうち、 歳出 第 4 款 衛生費のうち、第 1 項第 17 目・第 18 目 第 8 款 土木費 第 11 款 災害復旧費のうち、第 2 項	建 水 委
議案 第 76 号	平成 26 年度大館市国民健康保険特別会計予算案	厚 生 委
〃 第 77 号	平成 26 年度大館市後期高齢者医療特別会計予算案	〃
〃 第 78 号	平成 26 年度大館市介護保険特別会計予算案	〃
〃 第 79 号	平成 26 年度大館市介護サービス事業特別会計予算案	〃
〃 第 80 号	平成 26 年度大館市戸別浄化槽整備事業特別会計予算案	建 水 委
〃 第 81 号	平成 26 年度大館市小規模水道等事業特別会計予算案	〃
〃 第 82 号	平成 26 年度大館市休日夜間急患センター特別会計予算案	厚 生 委

議案 第 83 号	平成26年度大館市田代診療所事業特別会計予算案	厚 生 委
〃 第 84 号	平成26年度大館市公設総合地方卸売市場特別会計予算案	教 産 委
〃 第 85 号	平成26年度大館市農業集落排水事業特別会計予算案	建 水 委
〃 第 86 号	平成26年度大館市公営駐車場事業特別会計予算案	〃
〃 第 87 号	平成26年度大館市温泉開発特別会計予算案	教 産 委
〃 第 88 号	平成26年度大館市奨学資金特別会計予算案	〃
〃 第 89 号	平成26年度大館市都市計画事業特別会計予算案	建 水 委
〃 第 90 号	平成26年度大館市土地取得特別会計予算案	総 財 委
〃 第 91 号	平成26年度大館市財産区特別会計予算案	〃
〃 第 92 号	平成26年度大館市水道事業会計予算案	建 水 委
〃 第 93 号	平成26年度大館市工業用水道事業会計予算案	〃
〃 第 94 号	平成26年度大館市下水道事業会計予算案	〃
〃 第 95 号	平成26年度大館市病院事業会計予算案	厚 生 委
請願 第 25 号	T P P 交渉からの撤退を求める意見書の提出要請について	教 産 委
陳情 第 48 号	雇用の安定を求める意見書の提出要請について	〃
〃 第 49 号	最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める意見書の提出要請について	〃
〃 第 50 号	特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出要請について	総 財 委
〃 第 51 号	地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のための法改正を求める意見書の提出要請について	〃
〃 第 52 号	特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出要請について	〃

○議長（中村弘美君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、3月17日午後1時開議といたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 1 時33分 散 会
